

平成30年

第1回忠岡町議会定例会会議録

第2日

平成30年3月9日

忠岡町議会

平成30年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

平成30年3月9日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	柏原 憲一	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長(和田 善臣議員)

おはようございます。

第1回定例会2日目の開会に先立ちまして、表彰状の伝達式を行います。

このたび大阪府町村議長会定期総会において、森 政雄議員が議員在職10年以上の自治功労者として表彰を受けられております。心から敬意をあらわすとともにお祝いの言葉を申し上げます。

これより表彰状の伝達式を行います。

それでは、森 政雄議員、壇上のほうまでお願いいたします。

表彰状

忠岡町議会 森 政雄 殿

あなたは10年以上にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与貢献されたその功績はまことに顕著であります。

よってここに表彰します。

平成30年3月2日

大阪府町村議長会会長 川嶋 玲子 代読

おめでとうございます。

(拍手)

議長(和田 善臣議員)

以上で表彰の伝達式を終わります。

議長(和田 善臣議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

(「午前10時01分」再開)

議長(和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

平成30年第1回忠岡町議会定例会議事日程（2日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は、30分となっておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

平成30年度施政方針に基づきまして、通告書内容を踏まえましてご質問させていただきます。

まずは、議会との連携についてであります。施政方針の最終部分に、「施策の実施に当たって議会との連携を一層密にしながら」とあります。議会に提示されている資料がそうありますが、事前相談なく、連絡なく簡略化されていたり、議会に事後報告のような形の提案ありき案件に同意を求めてこられることが見受けられます。近年の地方議会は、首長の賛成諮問機関となっていると揶揄されることもあります。また、議会進行についても形骸化しているのではないかと指摘されます。

これは、我々議会人のあり方にも及ぶ問題であります。特に忠岡町においても、1年後の平成31年4月に統一地方選挙、忠岡町議会議員選挙を見据え、どのような年齢、性別、職種などの背景を持った多様な人材が立候補を模索できるのか、それは議会のあり方を見直す議会検討を、この5月の役員改選以降に行っていく中で議論されるべき課題でもあると考えております。

その中で、理事側と議会におきましては、このような議案提案等のやりとりに際してあつれきが生じないように、一定のしっかりとしたルール化をより強く協議し、定めていくべきであると思います。これらの意見を踏まえまして、理事側よりの情報提供のあり方、また、議会からの理解をよりよくする努力についての見解の答弁を求めます。

町長公室（明松 隆雄次長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長）

ただいまの質問に対してお答えいたします。

本町では、未来を拓き、希望を育む「ぬくもりのある日本一元気なまち」の実現、また、この推進をするに当たりまして、常に議会議員皆様にはさまざまな情報や資料を提出させていただいております。

ご質問の「理事者側からの情報提供のあり方や審議の進め方、議会への理解をよりよくする努力について」ということにつきましては、私どもは決しておくれることなくタイムリーな時期にご提案や提供をさせていただくことを常々心がけております。

今後もさまざまな資料を議会に提出させていただく場合には、よりわかりやすい資料づくりに取り組むとともに、審議会の進捗状況などにつきましても、可能な限り情報提供を行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

お答え、ありがとうございます。このたび質問してご回答いただいた中に、タイムリーにとありました。その内容等につきましては、どちらかという主観的な手法によっているのではないのでしょうか。回答にありましたわかりやすくする、また情報提供、これは基本的に議会よりも住民に対して町が行う基本的な姿勢であると思っております。議会に対しては、わかりやすくすることじゃなく、わかりやすく住民にするために、このように変更を加えることを伝える、もしくは意見を伺う。可能な限りの情報提供ということではなく、全て提案する情報や方向性について、まずは議会のトップである議長に伝えて、議会の見識を尊重するといった二元代表制の重要性を、このたび再び認識していただきたいと思っております。この意見を踏まえまして、再度回答願いたいと思っております。これは町長によりしくお願いします。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

ご指摘のことを反省しながら、お互いに勉強していきたいと思っております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。今後ともこの議会との連携を密に、何とぞよろしく願いいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。東忠岡校区の認定こども園の整備の調査、及び待機児童の対策についてに行かせていただきます。

東忠岡校区の認定こども園整備の調査、検討に対しまして、所信表明で早期に行っていくと述べられておりました。平成30年度では、しかし予算案としてつけていただいていることはないという、これも事実であります。言っていることと、実行されている内容の整合性が乖離していると受け取られますが、いかがお考えか、答弁願います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

東忠岡地区の認定こども園に向けた取り組みを進めてまいりますが、まずは現場の状況も含め、教育委員会といたしまして一定の方向性等を検討した後、必要であれば、次年度中におきまして補正予算対応などで、基本計画の策定や実施計画の策定など順次進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。次年度中に補正等に関しても見識を広めていただきまして、対応していただくということで回答をいただきました。ありがとうございます。

それを踏まえまして、再質問でございます。本計画の策定についてお伺いしたいと思います。3つご回答ください。

1つ目は、計画に必要とされる予算でございます。2つ目、計画の作成から完成にかかる期間はどれぐらいの期間でしょうか。3つ目、計画作成に必要な人的必要量、要は人手は足りているかというこの3点、今後の進めていただくに当たって必要な要素やと思いますので、ご回答願います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

実際、まだ具体的な作業に入っておりませんので、どの程度の内容をどのような方法で策定していくかということにつきましては、まだ確定できていませんので、あくまでも現時点での考え、あるいは思いというところで答弁させていただきます。

予算につきましては、250万円から300万円程度、期間については半年程度、また人員につきましては、技術職の職員がいないということですが、これにつきましては計画策定をお願いする中で対応していくとしましたら、何とか現状の職員で対応してまいりたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

半年ほどを見越していただいてということなんで、この年度明けて夏過ぎぐらいから、遅くとも秋前までには、また補正等によって対応していただけることを期待いたします。

忠岡町の予算から決算に向けて、これは各市町村の議会の決算、予算のあり方でまちまちなんですけど、忠岡町はよく予算から決算に向けて慣例となっているのが、毎年、不用額が町内全体で最終的には決算ベースで1億や2億円ぐらい上がってくることもあると思うんです。年度途中の補正等においても予算というものがあるでしょうが、こういったものをできる限り優先的に充てていただけて、賄っていただけるようお願いいたします。これについて、ちょっと一言ご回答願えないでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

予算に対することですので、本来、財政担当部局での答弁になるかもしれませんが、答えられる範囲で答弁させていただきます。

例えば、不用額については、確かに一定額ございますが、年度途中の補正予算となりますと、あくまでも新たな財源が必要となりますので、そのあたりにつきましては、厳しい財政状況ではありますが、何とか財政部局とも調整させていただきたいと考えております

ので、よろしくお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。その下の待機児童に関してです。

昨年より待機児童者数が増している現状であります。施政方針に、「活力あるまちであり続ける環境づくりは本町にとって重要な課題である」と書かれておりました。続いて、幼児教育として保育が述べられておりました。このように、施政方針の中の戦略の第1番目に書かれておられました。ということは、通念上、本町の戦略にとっての優先事項であると捉えることが常道であると考えております。

まずは、待機児童が発生した翌年の平成29年度の施政方針演説より待機児童の文言が削除されて以降、待機児童問題について、昨年度、そして今年度、年々増加傾向にあります。この事実についてのまずは見解、及び解消についての取り組みをどのように考えておられますか、ご回答願います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

昨年度の待機児童は4名、全て0歳児でございました。30年度においては、新規申し込みが1歳児に集中していることから、できる限り待機児童の抑制に向けて調整を行ってまいりましたが、保育士不足等もあり、現状の公立施設での受け入れ態勢においては、待機児童をささざるを得ないような状況でございます。

これまでも就学前の教育・保育への取り組みにつきましては、決して後追いの発想ではなく、就学前の教育・保育の質、量、サービスの向上に向けて取り組んでまいりました。引き続き待機児童の解消等につきましても全力で取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

全力で取り組んでいくというご回答をいただいた中で、2点、再質問させていただきます。

先ほどの文言の中に、保育士不足という文言がありました。これも今までも理由に挙げていただいていたので、何回目かの質問とかぶるかもしれませんが、保育士不足が最大要因であると私自身は考えます。それを解消するための忠岡町としての取り組んでいくべき最大の行動等は何であると思われますでしょうか。

2点目です。平成30年度当初に待機児童が、忠岡町の場合、国基準で11名に上ると報告がありました。そのうち、待機児童となることで退職を余儀なくされる。要は、よく2歳の壁と言われますね。1歳児が行かれへんから、1年半の育休が明けて戻られへんから非常勤になるとか退職するということが、社会的にマスコミにも取りざたされます。または、受け入れてくれることを前提に内定をいただいていたような場合もあります。そういったことで、内定を辞退しなくてはいけないなど社会的な不利益をこうむった、そういった相談、報告等がございますでしょうか、お答えください。2点お答えください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

1点目の保育士不足の解消という点でございます。保育士の確保につきましては、非常に厳しい状況でございます。全国で保育士の不足が問題になっている中におきまして、国全体で潜在保育士の掘り起こしや、新たな保育士の確保、また処遇改善等について引き続き取り組みを進めていただきたいというように思っておりますが、本町での保育士の確保につきましては、これは本町以外でも言われていますが、まずは処遇を改善との声も多いように思います。可能であれば、正規職員での採用を検討できればなおいいのかなというふうに考えますが、正規職員の採用については、町としても厳しい財政状況の中、平成29年度から取り組みを進めております「みらい計画」等においても、新規採用の抑制を図っていくというふうにしておりまして、また、町全体の各部局においても厳しい職員配置状況の中、職員の増員や専門職の採用要望もあろうかと思われま。

その中で、平成30年4月1日付で、看護師、保育士各1名ずつ採用いただいたところでございます。さらなる採用ということにつきましては非常に厳しいと考えておりますので、引き続き非正規職員での確保に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それから、2点目の相談や報告というところでございます。今現在、ご質問をいただいているような相談ですとか報告ということについては、今のところ聞いてはございません。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。処遇改善で正職採用等もありますけど、町の現状でいえば、非正規の方の採用に関しての全力もうたっていただきました。その辺で、要は待遇改善でいえば、やはり一番には報酬やと思うんです。今、忠岡町の賃金1,250円。この近隣に比べたら1割前後高いということは本当にありがたいと思うんですが、端的な答えで、それ以上に上げてでも確保していただけないかなと思うんですが、ご回答願います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現状の状況からしますと、新たに賃金を上げるとか、そういうようなことについてはなかなか、そういう対策は非常に厳しい、難しいというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。全力を挙げて、その難しいところに取り組んでいっていただきますよう、何とぞ何とぞよろしくお願ひします。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

その下にある昨年度の一般質問や決算で、平成29年度は待機が出るが、平成30年度は出ない見込みと、それは何度もご回答いただいていた。現実、それでも昨年度よりも待機が増加している状況で、次年度どうなんですかと尋ねましたけど、それでも認定こども園がオープンして発生せえへんやろうと言われてますが、そのような形をいただいても、じゃあ納得できるのか、安心できるのかといえ、厳しいことは確かな状況です、私にとっては。

待機児童の多くは0から2歳に、これは皆さんご存じのとおり、集中します。特に低年齢、町内で低年齢に特化した小規模保育施設等の整備推進を図るべきだろうと考えますが、ご回答願えますでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現状におきましては、町内に小規模保育施設などは今現在ないというところがございます。今後、事業者の方から相談等があれば、本町の設置基準条例に基づきまして、設置についての許可等についても検討していきたいというふうに考えております。

また、そういった施設の整備する際の補助につきましても、今回の公私連携幼保連携型認定こども園の整備と同じように、国の補助金制度に基づきまして補助金を交付することになりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

これはこの項の最後の質問になりますけど、町独自で、何度もお伺いしているんですけど、施設整備について独自の上乗せなど対策を講じることを、平成30年度については難しい、考えていないかもしれないでしょうが、平成31年度、さあ認定こども園オープンしました、大丈夫やと思います。その中で、まだ待機児童が発生してしまいました。そういった場合、町独自の対策を講じられる考えはないでしょうか、ご回答ください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

これまでも答弁をさせていただいているところであると思いますが、平成31年4月につきましては、今現在進めております公私連携幼保連携型の認定こども園が開園されまして、定員もふえるということから、待機児童の発生はないものというふうに今のところ考えております。しかし、万が一待機児童が発生しましたら、その解消に向けて、独自施策も含めて検討してまいりたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

独自施策も含めて、全力で取り組んでいただきますよう、何とぞよろしくお願ひいたします。

この待機児童の質問は終わらせていただきます。次に移らせていただきます。

災害対策についての項でございます。手元の資料に基づいて質問させていただきます。

施政方針の中で、住民や地域への自助、共助についての重要性、これは明確にしっかりとうたわれていました。それは何年も前からの分も拝見させていただきました。しかし、忠岡町が担うべき公助ですね。例えばですけど、側面としては耐震化補助制度や啓発、相談窓口、戸別訪問の実施等に、公助という形ではなく、文書の記載のみでとどまっております。自然の大災害と、これまでの大災害の教訓というものを考えるのであれば、津波または河川氾濫を想定した河川対策や護岸強靱化など、要は安全・安心のハード整備についてしっかりと公助としてうたうべきであると思っています。忠岡町が担うべき公助のあり方や役割などが、しっかりと公助として記載されていない。

この文面の要旨を住民目線で見ると、災害時に自助と共助での助け合いは進めていくが、公助としての忠岡はどうしてくれるのかという視点が欠如しているのではないのでしょうか。忠岡町としてマニュアルがしっかりと整備されていると反論されるかもしれませんが、それはあくまで行政目線の見方であって、住民目線ではないです。以上のことを踏まえまして、施政方針にのっとり公としての町の責任についてまずどのように考えておられますか、ご答弁願います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

公助につきましては、しっかりと進めてまいりたいと考えております。本町では、大規模災害に対する公的な対応、いわゆる公助でございますけれども、防災行政無線、あるいは雨水管の整備などのハード、それと備蓄物資の購入、防災訓練や防災講演会の実施などのソフト面、これらについては従前から幅広く実施しているところでございます。新年度におきましても、これを継続して実施してまいりたいと考えております。

また、おっしゃられたハード整備につきましては、大津川の浚渫、あるいは堤防の嵩上げなど、破堤あるいは越水が想定される場所の整備につきましては、本町といたしまして独自で整備するというのは非常に難しいところでありますし、本町の管理以外というところでもございますので、これらにつきましては引き続き大阪府へ要望をいたしまして、減災に取り組んでまいりたいと考えております。

それと、本町といたしまして、大規模災害時における公助という面におきまして、まず住民の安全確保を図るということを重要視いたしておりまして、避難所の運営であったり

備蓄品の分配、あるいは避難路の確保というような、特に生命にかかわることを最優先に進めているというところがございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。このようなことをしっかりと踏まえて、公助の意識をできれば施政方針に明確に訴えられていただきたいと思いますと思いますが、これについては再回答として町長にお願いいたします。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

文学力というんか、表現力の乏しさから、抜けていると言われたら言えますが、見ていただいたらわかるように、安全・安心なまちづくりの施策推進に努めますと書いていますし、安全・安心な明るい暮らしの確保に取り組んでいきますとうたっているつもりなんです。ひとつご理解いただきたいと思います。入れよと言うんやったら、文学的に入れたいと思いますけども。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

僕の文学力のなさから、ちょっと今の回答がしっかりと理解できないのが寂しいところなんです。できれば明確に、住民にわかりやすく、抽象的でなく、役割は住民さんは自助、共助、町としては公助としてうたうのであれば、町としての公助という部分もしっかりとうたっていただきたいと思います。お願いできますでしょうか、町長。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

施策の推進に努めてまいります。暮らしの安全を守るために取り組んでまいります。

7 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7 番（三宅 良矢議員）

もういいです。

町長（和田 吉衛町長）

方針に書いているから読んでいるんで。

7 番（三宅 良矢議員）

議長に手を挙げてから言ってください。

議長（和田 善臣議員）

ちょっと発言をやめてください。町長、発言されますか。町長。

町長（和田 吉衛町長）

施政方針に書いているのを朗読させていただきました。

7 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7 番（三宅 良矢議員）

もう結構です。すみません、この項は結構です。

次の質問に移ります。施政方針演説の中にありました地域包括ケアシステムについてです。これ、最近福祉の言葉でよく取り上げられて、地域の今後の未来を担うためのシステムなんだというような形で取り上げられたりはしておりますが、施政方針についても「安心して暮らし続けるために地域包括ケアシステムを推進する」とあります。しかし、具体的に地域包括ケアシステムの持つ実効性などがどのように機能することで安心につながり、また、その中で地域包括ケア会議自体が、どのように町として具体的位置づけを果たしているか、まずはご答弁願います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

段階の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。地域の高齢者が尊厳を保持して、その人らしい主体的な生活を継続できるように、住まい、生活支援、医療、介護、予防といった

ケアを一体的に提供できる地域の体制づくりに有効な手段として、地域ケア会議がございました。

本町は、その地域ケア会議を定期的を開催し、個別ケースによって多機関、多職種が多角的視点から検討を行うことにより、個人、家族、環境等の課題と、その要因を分析し、個別課題の解決のみならず、地域包括支援ネットワーク構築機能や、地域課題発見機能、地域づくり資源開発機能、政策形態機能につなげていきたいと考えております。

開催につきましては、まだ日が浅く、事例検討を通じて実践を重ね、地域ケア会議の目的や機能等を正確に理解していただいた上で、本町の実情に合わせて、自助、互助、共助、公助を組み合わせた地域のケア体制の整備を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

確認になります。忠岡町としてもこのケアシステムを進めていく中にありまして、初めの言葉にもありました2025年ですね、これが1つの目標になっていくんでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

おっしゃるとおりでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

その中で1つ視点として持っていただきたいのが、短期、中期、長期に分けての目標、要は段階、ステップですね。それを明確化していただきたいんです。2025年、こういうふうにあつたらいいな。じゃあ、そのためにどのようなステップを踏んでいくのか、どのようなそのための施策、予算をつけていくのかというのを、わかりやすく、段階的に、誰もが見やすいような形で、また教えていただきたいと思うんですが、お願いできますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

この部長の答弁で終わります。東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、前田長市議員の発言を許します。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

公明党の前田です。よろしく願いいたします。

東日本大震災から7年、この3月の11日で迎えるわけであります。また、熊本地震から2年ということで、日本は地震の大国であり、日ごろからの備えが大事かと思えます。

それで、まず第1点目の質問であります。耐震診断、また耐震の改修についての質問であります。30年以内に起こるであろうと言われていた南海トラフ地震が想定されているわけであります。地震の揺れによる被害を防ぐため、住宅を支える柱同士の間筋交いと呼ばれる木材を入れたり、また、柱と土台の接合部を金物で補強したりする。震度7でも倒壊しないように定めた昭和56年度の耐震基準を満たしていない住宅の改修工事であり、全国的に進んでいるところであります。

今現在、全国平均、平成25年時点で耐震化の率は82%と、このように言われております。平成28年4月14日には熊本、2年前に熊本地震が起きたわけであります。大きな被害が出ました。その中でも、特に熊本の益城町が大変な被害を受けたわけでありますが、国交省の調査によると、耐震基準を厳しくした昭和56年以降の木造の建築のうち、倒壊したのは7.7%と言われております。そして、その以前の旧基準で建てられた建物については、倒壊したのが32.1%ということで、いかに基準を満たした建物が耐震にしっかりしているかということが、この数字でわかるかと思えます。

そこで、平成29年度の本町の耐震診断の申請は幾らあるのか。また、申請したけども、実際に改修工事をしたのはどのぐらい、何軒あるのか。また、耐震補強制度が開始され、開始されたのは平成23年度から開始されたわけでありますが、この7年間に耐震診断を受けられた軒数は何軒あり、そして耐震工事をされたのは何軒あるのか。本町としては、現在の耐震率は何%であり、目標としてどれだけのパーセントを、何年までに何%の耐震率を目標にしているのか、その辺の答弁をお願いいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の平成29年度の耐震診断の申請件数は1件で、改修工事につきましても1軒でございました。また、耐震補助制度が開始されました平成23年度以降、今年度までで耐震診断を受けられた方は32軒で、その32軒全てが耐震改修が必要と診断されておりまして、そのうち改修工事を実施された方は5軒となっております。

軒数としては少ないですが、建て替えによる改善を図られる方も多く、平成27年度では建て替えが8軒、自己所有地への移転建築が3軒の11軒となっております。また、平成28年度、29年度におきましても、約10軒程度の建て替えがございました。

それと、現在の町の耐震化率、また目標値についてでございますが、平成28年度に作成をされました忠岡町耐震改修促進計画策定時の調査で、本町の耐震化率につきましては、現況79%でございます。また、目標値につきましては、8年後の平成37年度に95%とすることを目標としております。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

今の答弁にもありましたように、なかなか耐震化が進んでないというのが現状であります。この7年間でも、まあまあ1年、29年度におきましても1軒しかない。23年度から始めて32軒の診断があったけども、実際に工事をされたのは5軒ということで、新しくかなりお金も、やはり耐震化するとなると200万、300万とかかるわけで、そうすると耐震化するよりも新しく建て替えようかというのが、耐震化するよりも軒数が多いということの今の答弁でありました。

本町は79%が耐震化ということで、37年度までに95%を目指しているということなんです。なかなかその37年度までに95%の耐震化をするということは、今の答弁から聞いても大変難しいような数字ではないかと思っておりますので、しっかり今後この耐震化に対して取り組んでいただきたいなと思っております。

町全体で耐震改修が必要な軒数は一体どのぐらいあるのか、答弁お願いいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の町全体での耐震改修の必要な軒数につきましては、先ほど申しあげました忠岡町耐震改修促進計画策定時の調査におきまして、本町の住宅の総数約6,700戸のうち、耐震性を満たす住宅が約5,300戸、耐震性が不十分な住宅が約1,400戸あり、町内の住宅のうち約18%が耐震改修を必要とする住宅があるという調査結果となっております。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

今の答弁にありましたように、あと1,400戸を耐震化していかなければならないということですので、全国的には耐震化が平均85%ぐらいと聞いておりますが、本町は79%ということですので、全体に比べたら若干まだ本町はおくれているということになっております。

そこで、耐震化の促進に当たって、本町には耐震補助制度というのがありまして、耐震化することによって町からの補助金が出ております。その啓発にどのように今後取り組んでいくのか、答弁をお願いします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

耐震補助制度の啓発につきましては、町広報等での啓発を初め防災訓練での耐震相談、平成23年度より耐震改修が必要な住宅に対しまして、職員による戸別訪問を実施いたし、直接耐震補助制度の説明を行い、またポスティングを行うなどの普及・啓発活動を行ってまいりました。

今後はさらに、現在まで耐震診断を受けられた方に対しまして再度補強工事の案内を行うなど、さまざまな機会を利用して耐震化の重要性や耐震改修の工事の内容の紹介を行い、耐震化の促進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4 番（前田 長市議員）

大変な仕事でございますが、しっかりと住民の皆さんの安全・安心のために取り組んでいただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

補助金の件であります。先ほども言いましたように工事をするとすると200万、300万と工事にかかるわけであり。そこで、本町は70万の補助金が工事する場合出るわけで、所得によっては90万が補助されるということでもあります。

ちょっと近隣の補助の金額はどれぐらいか調べてみましたら、大阪ではトップが堺市で200万円の補助が出ております。大阪市で120万ということで、本町は70万ということで、近隣、他の泉州近辺では大体70万ぐらいが多いわけではあります。国交省の本年度予算の中に、この補助を上げるということ聞いております。

そこで、国からの補助が100万円ほどにアップするというふうに、今年度の予算でそのように言われておりますので、本町におきましても何とかこの補助金を上げていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

本町の民間住宅耐震改修補助制度につきましては、議員仰せのように、平成26年4月1日より補助金額等を拡充いたしまして、定額70万円に増額、また、所得によっては定額90万円の補助に増額をさせていただきました。

議員仰せの国の補助金等の増額についての通知につきましては、現在のところまだ私どものほうには届いておらず、具体的な内容について現在のところ把握はできておりませんので、今後につきましては、内容を把握の上、大阪府及び近隣の動向を勘案する中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4 番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4 番（前田 長市議員）

それでは、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の質問に入りたいと思います。2点目の質問であります。健康と命の大切さを学ぶがん教育について質問させていただきます。

今現在、学校におきまして徐々にがん教育のほう広がっていると、こう聞いておりま

す。がんは今、日本人の半数がかかり、3人に1人の死因になっている病気であります。がん対策基本法は、2017年3月に告示され、中学校の次期学習指導要領、がんに対する知識と患者に関する理解を深める学校教育を求めているところでもあります。患者の5年以上の生存率は、早期発見なら9割を超えております。また、患者全体でも9割以上に達する、そういう時代であります。東京女子医科大学の林がんセンター長は、「正しい知識が生き抜く力になります。早期発見が非常にやはり大切である」と力説されております。

東京の豊島区の中学校でがんの授業の終わった後、このようなアンケートをとったわけでもあります。大切な人が、要するに家族ですね、もしがんになったら何が自分にできるかと、こういうアンケートの質問がありました。その回収の中で、中学校1年生の男子生徒は、学校の出来事を話して雰囲気をよくしてあげると。また、中学校3年の女子は、家族や知り合いにがん検診を勧めると。中学校2年の男子は、大人になってもたばこを吸わないと。中学校1年の女子では、勇気づけたり優しく接したいと、このようなアンケートの結果が寄せられたと言われております。

本町の学校では、このがん教育をどのように取り組んでいるのか、答弁をお願いいたします。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

議員仰せのとおり、がんは日本人の死因の第1位となっております。現在、日本人の2人に1人は一生のうちに何らかのがんにかかるかと推計されております。このことを踏まえますと、学校における健康教育においてがん教育を推進することは意義あるものと認識しております。

現在、小・中学校では保健の授業におきまして、喫煙の健康に及ぼす影響や生活習慣病について指導する際にがんを取り上げております。特に喫煙の習慣化がさまざまながんの要因になることや、がん等の予防には生活習慣の改善と早期発見が重要であることを発達段階に応じて指導しているところでございます。

今後も保健の授業に加え、道徳や特別活動の授業においても、文部科学省や府教育委員会が作成しました資料等を活用させていただきまして、指導法の研究を進めてまいりたいと思います。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4 番（前田 長市議員）

ひとついろいろな機会を通して、がん教育を生徒に指導してあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そこで、外部の講師を招いて、年に一度ほどやはり小学校の高学年、5年、6年となりますと、がんについてもわかってくるかと思います。また、中学校での合同でのそういう講師を招いての授業を年に一度ぐらいとってはどうかと思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

がん教育の実施に当たりまして、がんそのものの理解や患者に対する正しい認識を深めるためには、いわゆるがんに関する科学的根拠に基づいた知識などの専門的な内容が必要となってきます。

一方、教育現場の現況でございますが、先生方の仕事量の実情、また、なれない医療に関する授業等、学校現場の負担は少なくありません。そのような意味で、専門家である外部講師の活用が重要であることは認識しております。

文部科学省の外部講師を用いたがん教育ガイドラインには、小学校では主としてがんを通じて健康と命の大切さを育むことと、中学校では科学的根拠に基づいた理解をすることを主な狙いとすると言われております。今後とも、がん教育に関する先進事例を調査研究する中で、外部講師を用いた授業も含め検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4 番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4 番（前田 長市議員）

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、前田議員の質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

議長のお許しができましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1点目であります。防災・減災対策についてであります。あの未曾有の災害、東日本大震災から7年、熊本地震から2年がたとうとしています。昨今の新聞では、まだまだ復旧には早いところでも3年、長いところでは10年というような自治体があります。改めて一日でも早い復旧、復興を願うところであります。

そこで、防災・減災対策についてお伺いします。ほぼ1年前の公表ではありますが、文部科学省は災害時の避難所に指定されている全国の公立学校の防災機能に関する調査結果で、1年前の4月1日時点で、断水時に水洗トイレにかわる機能を備えている学校は半数にとどまっていると。2016年に起きた熊本地震では、こうした機能を確保できず、避難者が体調を崩すケースなどもあったと。

調査は、公立小学校、高校、特別支援学校、3万3,638校のうち避難所に指定されている3万994校を対象に実施し、災害発生から住民が避難し、救援物資が届き始めるまでの数日間に必要となる機能を確保している学校は49.5%、非常用の自家発電設備などで電力を賄えるのは53.4%、校内などに倉庫を持ち、物資の備蓄機能があるのは72%。貯水槽やペットボトルの備蓄などにより飲料水を確保しているのは66.4%であったと。

そこで、災害時に避難所として地域住民の命を守る学校施設、今国会で成立しました2017年補正予算では、学校施設の防災・減災対策を強化するための予算を手厚くしたと伺っております。万が一の事態に備え、避難拠点として役割を果たせるよう万全を期すべきであると考えます。この点、今回の補正予算で注目したいのは、学校施設の避難所機能の強化を柱にしていることであります。

実際、地震や台風などの自然災害に見舞われるたびに、避難所として学校に必要な防災機能についてさまざまな課題が浮き彫りになっています。さきに言ったように、例えばトイレの問題であります。学校のトイレに和式が多いことが理由である。この点については、本町では多い少ないは別として、別の観点から洋式トイレに改善されています。また、段差を解消し、車椅子でも利用できるバリアフリートイレの設置も検討すべきではないかと思えます。暑さや寒さをしのぐための手だても重要であります。扇風機やファンヒーターといった機器の確保、情報収集や連絡手段として欠かせないのが、スマートフォンが使えるようWi-Fi環境の整備も必要ではないか。

補正予算には、こうした避難所機能の強化に関する費用の一部であるが、国が補助する制度が盛り込まれております。しかも、制度の趣旨に沿っていれば、トイレの洋式化はもとより太陽光発電設備や備蓄倉庫の整備など災害時に役立つさまざまな施設に利用できる。使い勝手のよさを生かし、本町の現状に応じた取り組みに活用すべきでないかと考え

ますが、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

学校施設は、児童・生徒の学習、生活の場であるとともに、住民の身近な公共施設であることから、防災も含めた地域の拠点となっています。このような役割を果たすことが求められている学校施設においては、児童・生徒の安全確保だけではなく、避難所としての防災機能を強化することは大変重要な課題であることから、これまでも構造体の耐震化に加えまして、体育館の照明器具やバスケットゴールの落下防止など非構造部材の耐震化にも順次取り組みを進めております。

引き続き、非構造部材の経年劣化による老朽化対策や施設の長寿命化などハード面の防災機能強化を含めた学校施設の整備について、計画的に取り組むを進めてまいりたいと考えております。

また、学校の施設に防災上求められる施設の備品等についてでございますが、発災前に整備または機能確保して、あらかじめ備えておくべきものと、発災後、一定期間経過までに搬入、調達すべきものに分けて検討する必要もあると考えておりますが、平成28年4月に発生いたしました熊本地震では、避難所となった学校施設において、救命救急期、生命確保期に当たる地震直後から二、三日後までの間は、トイレや水、それから非常用電源の確保など、そういうところにおきましてさまざまな不都合や不便が生じたというふうにも報告をされております。

本町につきましても、熊本地震の教訓を踏まえまして、避難所の防災機能といたしましては、特にニーズの高いトイレや水、それから非常用電源の確保等につきまして優先的に進めてまいりたいと考えております。また、進めるに当たりましては、教育委員会と防災担当部局など関係機関が連携、協力して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。この手厚くされている補助金ですが、使えるものと使えないものがあるというのも聞いております。本町の避難所になっている学校については、耐震が100%行われております。あと、非構造部分をこれから強化していくということであ

ります。

この物資といいますか、水とかそういう飲み物ですね。飲み物とか食料、これは町が小さいですから、1カ所に集めてという、その辺のいわゆる流通の部分についてはさほど影響ないのかなというところのこれまでの見解ではなかったかなと思います。しかし、ライフライン、こういったところがどういった状態になるかもわかりませんので、備蓄倉庫なんかも今回補助の対象となっております。こういったこともありまして、現在、多分そういう備蓄倉庫もないと思われまますので、その前提で当然分散もしていないということでもありますから、備蓄倉庫がないということがわかります。

こういったこともありまして、使えるものをしっかり有効に使っていくと。そして、できるものから取り組んでいくと、こういった姿勢が大事ではないかと思えます。住民の命を守っていくという立場で、しっかりとこれから取り組んでいっていただきたいと、よろしくお願ひいたします。もう一度、答弁を。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

整備に当たりましては、もちろん財政状況等を勘案しながらとなりますけども、いろんな補助制度や地方債等を活用いたしまして、順次取り組んでまいりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。続いての質問に移らせていただきます。

国民健康保険制度がこの4月から変わります。私、ちょっとこの分と、あとのもう1問も原稿をつくっておられませんので、質問が前後するかなと思えますけど、答弁のほう、部長、よろしくお願ひいたします。体調も何か悪いようでございますので、無理をなさらない程度で答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

国民健康保険、この4月から変わります。一番気になるのが保険料ですよ。私もお支払いさせていただいてますが、非常に影響が大きいです。これが、わかりやすく上がるのか下がるのか。府で一元化されてどうなるのか、まずこの点と、それと、これまでも高齢者社会にあつて医療にかかる方が多い。また、いろんな形で高度な医療もあつて、そうい

ったことで医療費もかさむというところで、かなり国保会計でも大きな赤を打ってきているわけです。ここ何年かは黒字を出しておりますが、累積赤字で4,000万ぐらいあるのかなということも聞いておりますし、金額はちょっとごめんなさい、累積赤字があるのは間違いないと思います。この点についてどうなるのか、この辺ちょっとご答弁お願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

本年4月から国保の一元化ということが、今議員おっしゃられましたように、行われます。こちらは国保を持続可能な制度にするためということで、ここ2年ほど私どもも一元化に向けまして事務を進めてきたところでございます。

保険料につきましては、まずは財政運営を大阪府が担うということになっておりますので、大阪府のほうから標準保険料率というのが示されまして、それによりまして市町村は保険料率を決定して、それに合わせるのか、あるいは独自の保険料率をとっていくのかというところ辺で決定して、行ってまいります。

この保険料率なりいろんなことにつきましても、一応、大阪府が国民健康保険運営方針というのを昨年12月に出しております、これに基づきまして大阪府の市町村がそれぞれ合わせていくのか、どうしていくのかということを決めてまいることになっております。その保険料率につきましても、一応6年間の激変緩和期間というのがございますので、この間にいろいろそれぞれ市町村によりまして、市町村の責任において決定して決めていくということになっております。

そして、本町の場合でございますが、今現在、大阪府が出しております平成30年度の標準保険料率は、本町の平成29年度の保険料率とほぼ同水準となっております。平成30年度の標準保険料率に置き換えまして、1人当たりの保険料を試算いたしますと、少しなんですけれども、下がる結果となっております。

細かく申し上げますと、所得割の率というのがあるんですけれども、そちらが下がりますので、均等割と平等割という部分が上がりますので、傾向といたしましては、所得のある世帯ほど保険料が大幅に下がり、所得のない世帯が少し上がってしまうという状況にはなっております。

また、平成28年度末に8,800万円ございました累積赤字でございますが、広域化を進める上で行ってございました共同事業のうちの保険財政共同安定化事業の効果等によりまして、全額解消の見込みも出てきております。平成30年度からは、国保広域化によっ

て、国保内での収支の安定化が図られることもあり、本町の方針といたしましては、できる限り早い段階で標準保険料率に合わせてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。保険料は全体的にわずかだけ下がると。皮肉なもので、所得の低い方が上がって、高い方が下がると、ちょっとどうなんかなというところもありますけども、ただ、累積赤字がいろんな形でほぼなくなるのではないかと。確定ではないでしょうけど、そういう部長のお話で言うたら、まずそういうようになるんでしょう。そういうように期待します。

そこで、いわゆる標準のあれというんですか、モデル世帯で、よく使われますよね、モデル世帯でこれぐらいになりますよという、その辺でちょっと参考のためにどれぐらいになるんでしょうかね。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今、よくモデル世帯といって、家族4人で40歳以上のご夫婦とお子さん2人で、所得200万円というモデル世帯なんですけど、こちらのほうが今のうちの保険料率と比較しますと、年間で6,032円という細かい数字になっていますが、一応下がるという試算のほうが今のところ出ております。

以上です。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。上がらないというところにあって、所得の低い方にはちょっとお気の毒なんですけど、若干上がっていくようではありますが、安心して医療が受けられるように、しっかりとまた運営のほうもよろしく願いいたします。

次なんですけど、4月1日から変わるということで、私たちはこれまで1年に及んで部長

のほうからも説明していただいたというところですけども、もうわずかで変わるのに、何ら住民、被保険者の方が、変わることをご存じない方が多いのではないかと、こう思います。

1週間ほど前に大阪府の折り込みが新聞に入りました。見てらっしゃる方もいらっしゃるでしょうけど、見てらっしゃらない方もいらっしゃると思います。町のほうでは、ホームページにもたしか掲載していますよというところでもありますけども、何が変わって、何が変わらへんのかと、この辺がやっぱり住民の方は不安に思う。私もそうですけど、不安に思うわけですね。保険証はどうなるんやと。4月から保険証が変わるんかと。それにしても何ら役所からそういうあれはないと。

この大阪府のを見ましたら、これまでも保険料の支払い、本町は12回ですね、本算定が6月で、4、5は仮算定で納付書が送られて、まず仮算定の分が送られて、12回で納付しているんですけど、これが10回になりますよということで、この辺についても、12回が10回になるんやから、当然1カ月の負担というか出ていくお金が大きいわけですよ。その2カ月分が10回に分けて乗ってきますから。

これまでも、ほかの部分で私も相談を受けまして、部長にもご相談申し上げたんですけども、特徴されている方は、引き落としされてない月はあまり言われないうですよね。気づかないというか、忘れてはる。ところが、この12回から10回になってるところであって、1カ月当たりが、先月まで二、三千円やったのに、今月から1万円になってる、どないなってるんや。所得もそんなに変わってないのにというところであって、こういう現象が起こっているわけですよ。月数が短いところに、そういう引き落としされてない部分がかかっちゃっているという。この辺の部分についても、当然お知らせしていくと。恐らくそういうことで電話もあろうかと思えます。進んでいけばね。

葬祭費のほうも、この大阪府のを見たら5万円ということで、忠岡は、忠岡だけじゃないけど、後期高齢の方は5万円やけど、これまでは、後期高齢に入るまでは3万円ということですけど、これ今度、一律5万円になるんですよ、葬祭費。できるだけこんなもらわんほうがいいんでしょうけども、そういったことでいろんなことが変わります。変わらないところもあると思います。この辺についてもわかりやすく。

私が見ましたこの大阪府の折り込みは、比較的、私みたいな者でもわかりやすいかなというところがありましたんで、町のほうもいろいろと考えてらっしゃると思いますけど、被保険者に対しては通知が、お知らせが必要ではないかと思えますけど、この辺についてよろしくお願いします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

国保の被保険者の皆様の周知につきましては、被保険者さんが特に、今議員おっしゃられましたように影響を受けます保険料の納付の回数ですね、そこら辺の変更、仮算定がなくなるということでございますので、4月に納付通知書は届かないということになる。あるいは、6月本算定、本年度までは7月本算定ということでございましたので、4月の時期と7月の時期、2回、納付通知書がお手元に届いたわけでございますが、その部分が4月が届かなく、6月本算定、6月に通知書が届きまして、10回でお支払いしていただくというようなこととなりますなどの、特に変わりますのが、この保険料の納期の回数ということでございます。

その他につきましては、保険証につきましても、更新の時期に大阪府と上に名前がついてくるという程度の変更でございまして、被保険者さんは医療機関でご提示していただくだけで、今までどおりどこの医療機関でご提示していただいてもお使いいただくのは同じでございますので、そこら辺は何も変わることはございません。

お知らせにつきましては、この4月下旬に、今、国保にご加入していただいている被保険者さんのご家庭に郵送で戸別にお送りさせていただく予定になっております。また、4月の広報ですとかホームページのほうにも掲載する予定でございまして、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

あと、被保険者さんに対してメリットといいますか、こちらは高額療養費なんかでご入院とかを繰り返されてるというご家庭なんかが、多数該当というのが、今まで忠岡町から岸和田市なり泉大津市に住所を変えたり引っ越しした場合は、一から計算し直しするという制度でございましたが、こちらが府内一本化になりますので、府内のどちらへ行かれても回数は変わらず、多数該当を計算される。ですので、多数該当で少し安くなるんです。その金額のご負担で済むというようなところ辺がメリットにはなってくるのかなとは思われますが、またこちらも窓口のほうなり、順次いろんなところで啓発のほうは努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ご丁寧な説明、ありがとうございます。この保険料、いわゆる納付は仮算定がなくなっちゃって10回になると。本算定で納付書が送られてくると。中には、例えば今まで12回から今度10回になるから、2回分置いときゃいいんですよ。そやけど、やっぱりいろんなことも起こり得るでしょう。つい使っちゃうというところも、特に私なんかそうですけども。こういったところもあって、10回を12回にちょっと分納してもらえませんか

という、こういうご相談もさせていただかなあかん場合も出てくるかなと思いますけど、この辺は柔軟に対応していただけますか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

そこら辺につきましては柔軟に対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。この国民健康保険、世界に誇れる国民皆保険であります。3割、中には1割、2割がありますけども、こういった医療費で診察、診断、健康が守れるということで、そういったことで引き続きよろしく願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。スポーツセンターについてであります。

閉館になってほぼ8年が経過します。再開は住民の願いでもありましたし、これまでも各議員からの質問、また要望もございました。いよいよそれが来年4月から、予定ではオープンしていくということであります。

その運営が指定管理者による管理でオープンしていくということではありますが、指定管理者となる法人その他の団体の応募がなければ、これから進められていくわけですけども、町が事業運営をされるぐらいの覚悟はおありなのかと。覚悟とまでは言いませんけども、それぐらいの気持ちはお持ちなのか。

といいますのも、このオープンと、今回予算編成、計上されてますスポーツセンター、耐震化にするための2億円ほどの予算が計上されてます。この2億円については、またこの後、後日、予算委員会ありますので、内容についてはまたそこで詳しく聞いていきたいと思いますが、プールがオープンするから、この多額の金で耐震化に向けていくということであるのか、そうじゃなくて、時期的にやっぱり今がもうタイムリミットなんやと。このまま置いとけば、ますます大きな財源が要ってしまうというところもあるかなと思います。そういったところで、それであれば、住民の願いであった、議員からも指摘のあったプールを再開しようやないかという、こういうところで私は認識しております。

ちょっと話がそれましたけども、この指定管理者となる法人がなければ、いわゆる契約というんですか、その文書等を交わしていきはりますよね。その辺のことの部分も柔軟に

というか緩和されていくのか、再度そういった公募をされるのか、最終的になればどうするのか。例えば、内容によれば20年ぐらい指定管理をやっていただくというようなことではありますが、その期間に運営がどうもうまくいきませんと、途中でやめられた場合、また閉館するのか、この辺についてご答弁よろしくお願ひいたします。時間がないので、この件につきましては、さきの本会議で条例が可決されておりますので、ただ、この辺についてちょっとよろしくお願ひいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

指定管理者となる法人が、その他、応募がなければ、町が事業運営をされるかというようなご質問やったかと思ひます。今後、平成31年4月から温水プール、またトレーニング施設、スタジオの管理・運営を行っていただく指定管理者につきまして、選定委員会なんかを立ち上げて、これから公募していく予定でございます。

指定管理者制度というのは、事業者が利用料金制によりまして料金を民間事業者の収入とするところがございますので、もちろん民間事業者のノウハウを生かしたさまざまな工夫によって利用者も増加、また、利用料金の収入も見込まれるのかなど。もちろんそれは本町にとりまして、いろんな費用面の削減ですとか、住民サービスの向上にもつながって、広くそもその施設の本来の目的というものに達するのかなというふうに考えておりますので、とりあえず現状におきましては、この指定管理者制度の導入ができますように、教育委員会といたしまして鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

万が一応募がなければということになります、温水プールが再開しておったときには4,000万を超える町負担というのもございましたので、万が一なければ、もちろんそのあたりの費用面というのも再度検討しながら、再度公募するかどうかについて検討していきたいと。いずれにしましても応募があるように我々取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくご理解のほどお願ひ申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

一言だけ。

3番（北村 孝議員）

もう時間もありませんので、ありがとうございます。うまくやっていただける指定管理者が出ますように願っておりますし、また予算のほうでもこの耐震化の2億円という中身についてもちょっとまたお伺ひさせていただきたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について質問させていただきます。3月6日に4回目の策定委員会が開かれ、2018年度高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の冊子が間もなく私たちにも配られると思います。その中から、介護用品支給等事業について質問をさせていただきます。

紙おむつや尿取りパット、使い捨て手袋などが支給品目になっています。本町の要綱では、65歳以上、要介護3以上で、町民税非課税世帯の要介護高齢者を在宅で介護している家族に対して支給するというふうになっております。要介護状態であり、紙おむつを使っている高齢者であっても、家族がいなければ支給されません。本人を対象にされるように、これまでも求めてまいりました。本町の介護用品支給等事業の目的は、高齢者を介護している家族等のさまざまなニーズに対応し、各種介護用品等を支給することによって高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的としています。

しかしながら、家族のいない高齢者は、忠岡町の考える目的ではないのでしょうか。対象外であるというのは、到底理解できるものではありません。身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るというならば、なぜ本人に対する支給ではないのでしょうか。検討されるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。担当部長より答弁お願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員先ほどおっしゃいました目的はそのとおりでございます。本事業の趣旨は、要介護高齢者が今まで住みなれたご自宅で生活をして、引き続き家族の方に介護を受けながら在宅生活を送れるよう、その家族に対する支援でございますので、財源が確保される間、本制度の維持、継続に努めてまいりたい所存でございますので、何とぞご理解のほどよろし

くお願い申し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

住みなれたところで高齢者が住み続ける、誰もがそういうふうに思っていच्छやると
思います。しかしながら、家族に対する支援と、そのような答弁でございます。忠岡町で
は、さらに在宅という縛りがありますので、サービスつき高齢者住宅、有料老人ホーム、
グループホームに入っておられる方は、家族がいच्छやっても受けることができません。

前回の質問で、進んでいる堺市の例を紹介させていただきました。紙おむつを持ち込む
ことのできない病院に入院された方については、おむつ代月額 9, 0 0 0 円を上限として
支給をしています。そして、近隣の自治体はどうか。泉大津市は、寝たきり高齢者等
介護用品給付事業として、対象は本人です。和泉市、岸和田市、貝塚市も本人が対象で
す。貝塚市は、高齢者入院時おむつ代等費用助成事業があつて、入院されたとしても最大
3 カ月、月額 5, 0 0 0 円の助成金制度があります。そして、この財源は市単費で実施し
ているということでもあります。和泉市は、年齢が満 6 5 歳以上の在宅で生活している高齢
者とありますが、ほかの自治体が要介護 3 以上と記載されているのに記載がないので、和
泉市に聞いてみますと、急に介護が必要になったりで未申請の方や、また認知症であつ
て、介護度が高く出なくても、認知症の方はやはり失禁なども心配されるので、そうい
った方については医師の意見書を添付すれば支給が得られるということです。近隣だけを調
べましても、このように対象は本人である。また、サービスつき高齢者住宅やグループホ
ームに入所しても受けることができます。手厚い制度になっています。忠岡町は、このよ
うに大変おしてくれています。高齢者に冷たい内容になっていると言わざるを得ません。

そこで、再度お尋ねしたいと思います。このような近隣に比べても大変おしてくれている忠
岡町です。介護用品支給等事業については、考え方、目的を改められるべきではないで
しょうか。そしてまた、この事業をするに当たつて、忠岡町では金額は 1 年間で幾らぐら
いかかっているのでしょうか。この 2 点についてご答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、忠岡町につきまして制度の拡充、充実等につきまして

は、現在、忠岡町の財政状況等も勘案する上からは大変難しいものと考えております。この現在しております事業につきましても、地域支援事業の2事業の対象外とした上で、事業を拡大、増大しないように留意されたいというふうにも国のほうからも通知のほうに来ておるところでございます。拡充につきましても大変難しいものと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2点目の1人当たりの金額でございますが、1カ月当たりお1人6,250円を限度ということで、今、助成のほうをさせていただいております。今、28年度の時点で件数的には386件で239万1,092円という金額になっております。

以上でございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

国のほうから、これ以上の拡充はしないようにというふうな、そのようなひどい通達も来ているということではございますが、他市では非常に進んでおりますので、なかなかそれ以上に拡充はできないでしょうが、忠岡町はおくれていますので、全くそれにはそぐわないというふうに思います。

そして今、この1年間ですね、件数は386件で、約240万円、1年間でかかっているということなんです。このように金額をお聞きいたしますと、わずかな予算で実施できるものではないでしょうか。財政状況を見てということではあります、この金額で財政が逼迫すると、そういった状況ではないと思います。本町の考え方、理念が高齢者本人のニーズに答えていない。「家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図る」と、このように言われておりますが、では、本人にはそのような支援は要らないと言われるのでしょうか。高齢になって介護がなければ生活ができない、家では1人で生活するのが困難であって、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅に入る。決して費用は安くありません。住みなれた家でずっと住み続けたいと誰もが思われていますが、困難を抱えて施設に入所される方がおられます。

また、対象者は少ないでしょうが、在宅でひとり暮らしで何とか頑張っている方、1カ月、紙おむつ、紙パッド代は、多い方で1万円を越します。忠岡町では6,250円という金額をさっきおっしゃっていましたが、自治体では金額はさまざまではございますが、忠岡町でも経済的な支援をして応援するというのが本来の目的ではないでしょうか。よそと比べて非常におかしい、この事業は見直すべきだと思います。

もちろん介護をされておられる家族さんの支援、これも大変大事だと思います。非常に介護によって離職者の方、また老老介護でかなり精神的にも参っていらっしゃる方、そう

いった方の実情もごございます。ですので、家族さんに対する支援、そこはいいんですけども、しかしながら1人で頑張っている高齢者にも手を差し伸べるというのが、本来の自治体の役割ではないでしょうか。ぜひ改めるべきだと思います。この点については、すみません、同じことばかり聞きますけれども、大事なことです、もう一度私の言葉を聞いていただいて、答弁を再度お願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員のご質問につきまして、現状では大変難しいものと考えておりますが、町の財政状況等も勘案しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

他の自治体に比べても本町は、介護を受けておられる高齢者に冷たい施策になっております。検討時期は過ぎております。

先日の1日目の議会でも介護保険の保険料の24%の値上げといった、かなりそういった住民のご負担もあり、どんどんと保険料は上がっていく一方ですね、この3年間の見直しで。そういった中でやはり中身を充実してもらい、そういったこともぜひ必要ではないかと思っております。検討時期は過ぎておりますので、早期に実施すべきであるということを指摘させていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、福祉バスについての質問でございます。

この事業計画の中で、アンケート調査の結果が載せられております。「利用する必要がない」と答えられた方も多という結果が出ていました。しかしながら、利用していない理由を見ますと、「バスの停留所が家の近くにない」、「行きたいところの近くを通らない」、「利用したい時間帯が合わない」、「土日に利用したいが、運行していない」という声も寄せられています。

アンケート結果を踏まえて、忠岡町は今後どのように福祉バスを運営されるのかについて、お尋ねしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

福祉バスの運行に関しましては、あくまで総合福祉センターの利用者の送迎用として運行しているものでございまして、あわせて高齢者等、社会参加を促す目的で町内を巡回しております。現時点では、現行の便で、あとコース等につきましては検討して、住民の方々の利便性が増すようなルートや運行を検討しながら運行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

それでは、せっかくアンケート調査を取っていただいても、その結果が生かされるといったふうにはならないのではないのでしょうか。前回、高石市の例も取り上げました。アンケート調査をして、福祉バスを昨年8月から土曜日の運行も始めました。コースも1コースから3コースにふやして住民のニーズに応えています。

高齢者福祉計画の基本目標には「高齢者が住み慣れた地域で健康寿命を伸ばし、社会とのかかわりの中で生き生きと暮らし続けることができるようにすることを目標とする」と書かれております。「そのために生活習慣病や運動器機能の低下の予防を進めるとともに、ボランティアや就労、生涯学習などの活動支援の取り組みも進めて、活動を支援するために利用しやすい施設・設備や外出しやすい環境づくりを進める」、このように書かれているんですね。しかしながら、外出しやすい環境づくりにはなっていません。とても利便性を考えていると、そういった福祉バスの運行に現在はなっておりません。

介護予防の点においても、ひきこもりや介護に移行しないためにも出かけていく、人とのかかわりを持つことが大事ではないのでしょうか。また、高齢者だけではなく、妊産婦の方や小さい子どもさんがおられる方ももっと利用していただけたらいいと思うんです。町は要綱に基づいて、福祉バスが福祉センターの利用者の送迎用として運行している、福祉センターを起点、終点であると言いつけてこられました。

しかし、福祉バスを利用している方は福祉センターに行くばかりではありません。病院に行ったり買い物に行ったり、役場に用のある人、さまざまな目的で利用されております。せっかく忠岡町の住民が使える交通手段としてバスを走らせているのですから、より使いやすい、先ほど部長からも答弁がございましたように、利便性も考えて、住民のニーズに沿った運用をされるべきではないかと思えます。そのことから増便と、せめて土曜日の運行を再開されることについて、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

福祉バスの土曜日の運行につきましては、あくまで総合福祉センターの利用者の送迎用として行っているものでございますので、福祉センターを町の集中改革プランに基づきまして、経費削減のため総合福祉センターを休館し、それに伴いバスの運行についても取りやめさせていただきました。現時点では総合福祉センターの土曜日開館については考えておりませんので、それに伴い福祉バスの運行についてもできないということで、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

先ほども申し上げましたが、今後増便ですとか、直近で検討できることと申し上げますと、バスの停留所の位置の検討、ルートの変更等でございますね。そこら辺で住民の皆様やご利用者の皆様が利便性が増すようなルートや運行になれるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

福祉センターの土曜日の開館は考えていないとおっしゃられましたけど、その件については後の質問でも出てきますので、質問させていただきますけれども、福祉バスは福祉センターを利用している方のためだけではないんですね、実際ね。それは担当部長もよくご存じだと思います。ですので、やはりそこは切り離して、住民が使いやすい、そういった福祉バスの運行、運営をしていただくことがこれからの課題だというふうに思うんです。

利便性を考えますと、ルートの変更だけではなくて、右回り、左回りという形で増便が必要ではないでしょうか。また、福祉バスは大まか、忠岡町は大変東西に長い地域になっておりますけれども、東西には走っておりますけれども、南北の路線が非常に手薄になっているということで、南北の路線も検討していただきたいと思います。バス停まで行くのにも高齢者であれば大変です。せっかく町内で福祉バスを走らせているのですから、少しでも住民のことを考えて、多くの方が利用できるルート、そのためには増便、それも必要であると思います。ルートの変更だけではなく増便も考えていただく、そのことについてはいかがですか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

将来的には増便も必要ではないかと、担当課のほうといたしましては思っておりますが、やはり町の財政状況とも勘案しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

高齢者にとって、足の確保、交通手段、それを考えるだけでも出かけるのがおっくうになるといった声も聞こえてきます。27年度4月から忠岡町はこの福祉バス、委託から直営という形をとってきました。そのことで経費も抑えられたということでございます。その効果額のあったお金で福祉バスを使いやすくする、そういったことも引き続き検討すべきだというふうに思います。

アンケート調査から聞こえてくる住民の声を拾う、そして反映していただく、これは行政の大事な役割だというふうに思います。このことについて、そこは最後に町長に答弁をお願いしたいというふうに思います。福祉バスの増便、そして土曜日の再開。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

福祉センター利用の要らんという人に、できるだけ福祉センターに来てほしいということでバスを走らせたと思っているんです。だけど、せっかくのバスやから福祉センターの近くへ行く用事に乗らせてくれと言う。どうぞということになってると思っているんです。先ほど来出ていますように、やっぱり財政力の弱い本町ですから、そういうところを勘案して住民福祉に寄与せないかんと思っています。まだまだ検討していかないかんと思っています。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

福祉バスと名を打っておりますけれども、誰もが乗れる、そこら辺は柔軟に対応していただいているというふうには思っております。しかしながら、やはり住民のニーズに合った見直しを、ぜひ引き続きお考えいただきたいというふうに思います。

続きまして、文化会館の開館日についてお尋ねいたします。

財政健全化計画において、文化会館は週休2日になっております。祝日が続けば3日間お休みのときもありました。土曜日には「あすなろ未来塾」を開講され、子どもたちの学力を伸ばすという点では、引き続きことしもされるということで、この先も定着していただきたいというふうに思います。

しかしながら、週のうち2日間も閉館しておりますから、住民が利用したくても利用できないことが起きています。クラブ活動や文化行事と、住民が集う拠点であるのに2日間も休館している。開館日はもとに戻して、より多くの住民が使える公共施設にされるべきではないかと思えます。この点について答弁をお願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

文化会館の開館日をもとに戻されよとのご質問でございます。現在、住民一人一人がみずからのライフスタイルに合った自己実現の場を見つけ、生涯を通じて能力を伸ばし、質の高い生活が送れるよう、文化会館におきましても学習機会の提供ですとか、各種講座や教室を開催しており、今後多様化する住民ニーズの、本当に生涯学習の拠点として役割を果たすため、開館日の増の必要性というものにつきましては十分感じておるところでございます。

平成19年度より町の施策であります第二次健全化によりまして開館日を縮小しているところでございます。教育委員会といたしましても経費を抑えまして、住民ニーズに合った開館ができないかということにつきまして検討をしているところでございますが、やはり厳しい財政状況の中におきましても、さらなる一定の経費が必要となることや、もちろん昨年度策定いたしましたみらい計画等につきましても持続可能な行財政運営が行えるよう、引き続き第二次健全化を継続するとされていることもございまして、現時点で直ちに開館日の増につきましては大変難しく、また厳しいものであると認識しているところでございますので、現状で継続していかざるを得ないのかなというふうに考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

必要性は感じておられるというお答えでございました。健全化計画、こういったいろんな施策を私たち質問させていただく上で、必ずこの言葉が出てくるわけなんですありますが、健全化計画は平成19年4月から始まって、ことしでもう10年たっていますね。

先日いただきました5年間の財政見通しでは、ことし、平成30年度からは上向きになるといったふうな見通しになっております。この間もちろん健全化という言葉から、住民にいろんなことでご負担や辛抱もしてもらっているということは、私たち忘れてはいけないということでもあります。

文化会館の開館日をもとに戻して1日ふやすと、どれだけの経費が要るのか。なかなか町では試算しないので、是枝議員からも金額を示して、「これぐらいの経費でもとに戻せるのではないか」という質問もされていますが、その後も試算されたのかどうか、その件もお聞きしたいというふうに思います。

健全化で、ここもあそこも切っていく、削減していくというだけではなく、ちゃんと試算もして、そんな大きな金額にはならないというふうに思うんですね。やはり試算をしてそれから協議も進めていく、そういったことも大事ではないかというふうに思うんですが、試算はされておられるのでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

1日戻した場合でございますが、380万程度年間にかかるかなというふうに考えております。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

年間380万円程度、やっと金額ね、委員会でも出たかもしれませんが、ちょっと私、はっきりその答弁をいただいたのは初めてかなというふうに思います。年間380万円ですね。このようなわずかな金額で文化会館、1日ふやすというか、もとに戻せるんですね。ぜひそれは、住民が困っているんですから、前向きに進めてもらいたいというふうに思います。

そこで、文化会館の向かいの福祉センターですが、こちらも以前は土曜日、開館をされ

ていましたが、今は閉館しています。もともとは勤労青少年ホームで、夜も卓球などたくさんさんのクラブが利用されてきました。しかし、3億円もかけた建物は福祉センターという名前で、それまで使っていた住民は戻ることができなくなりました。本町は使える施設が少ないのですから、福祉センターも先ほど土曜日は再開しないと答弁をされておりましたが、やはり土曜日に再開する。そして今申しましたように文化会館も手狭になっているのですから、貸し館もして多くの住民が使える施設にされるべきではないかというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほどのご質問でもお答えはさせていただいたところでございますが、町の集中改革プランに基づきまして、経費削減のため土曜日は閉館とさせていただいております。現時点では総合福祉センターの土曜日開館については考えておりませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

総合福祉センターは、指定管理者でございます忠岡町社会福祉協議会による管理運営を行っており、センターの使用の許可に関する業務は指定管理者が行うものでございますが、総合福祉センターは高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設で、総合福祉センター事業として健康体操教室や映画会、クラブ活動などを実施しており、指定管理者が日々、利用者の生きがいと健康づくりに取り組んでおります。

今後ご利用者の方々のご利用を優先に施設利用を考えておりますので、一般貸し館業務等につきましても考えておりませんので、ご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

河野議員、時間が来ていますので簡潔に。

6番（河野 隆子議員）

最後に、簡単に言います。

指定管理で社会福祉協議会が運営してもらっているということではございますが、しかし、5時以降ですね、5時以降は教育委員会が管理をする。向かいの文化会館は夜9時まであけているのですから、そんな難しいことはないと思うんです。非常に忠岡町は施設が少ない。いや、本当、部長は笑っていらっしゃいますけど、ほんまに住民の方ね、文化会館も。公民館もなくなったんです。本当に使える施設が少ないのですから、そこら辺はやはり福祉課と教育委員会も協議して、前向きに進めていっていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

（「午前11時53分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

5番、日本共産党の是枝です。一般質問をさせていただきます。

まず初めに、30年度の4月、来月から国民健康保険が都道府県単位化されますが、忠岡町の保険料への影響はどのようにあられるのか。また、忠岡町の対応についてお尋ねをいたします。

忠岡町の国保料は、大阪府下でも大変高いほうで、所得200万円の40歳代夫婦と子どもの4人家族というモデル世帯では、府下19番目となっています。

大阪府の第3回目の保険料の試算が12月に公表され、この1月には国からの確定係数が提示され、大阪府の標準保険料（統一保険料）が公表されました。その保険料ですと、忠岡町は、全体には保険料が下がる傾向にあるということです。

しかし、よく見てみますと、低所得層の保険料が値上がりすることがわかりました。政令で保険料が軽減される世帯のほうが上がり、逆に所得の高い世帯は、年間3万円の引き下げになる世帯もあります。それは、現在の忠岡町が賦課している保険料と、今回の大阪府の標準保険料率（府内統一）に違いがあるからです。大阪府の標準保険料は忠岡町より所得割が0.9%低くなり、逆に1人当たりという均等割が、1万7,011円も値上がりし、1世帯当たりの平等割が5,032円低くなるため、所得の多い人は保険料が下が

るけれども、所得の低い人は1人当たりの均等割が大幅に上がるため、こうなるわけでありませう。

そこで、お尋ねいたします。忠岡町は、府が示した標準保険料率（統一保険料）に合わせられるのか、それとも、町独自の保険料率でいくのか。また、その理由についてもあわせてお答えをいただきたいと思ひます。担当部長よりお答えをお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

まず、標準保険料率に合わせるのかという質問についてお答えいたします。

保険料率は、大阪府の国民健康保険運営方針、昨年12月に出されましたものにおきまして、30年の4月1日に統一するものと示されております。これまでの各市町村それぞれの判断によって決められてきた保険料を一気に統一することは、住民への急激な保険料負担を求めるケースも生じてまいります。6年間の激変緩和措置期間中にありましては各市町村の責任において決定することが認められております。

本町の場合、平成30年度の標準保険料率は、議員も先ほど申されましたとおり、29年度の保険料率とほぼ同水準となっております。平成30年度の標準保険料率に置き換えて試算しますと、1人当たりの保険料は下がるという結果となっております。

本町の方針といたしましては、できる限り早い段階での標準保険料率に合わせにいくという考えをとっておりますので、ご理解のほどよろしくお祈り申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

今後、早い段階で合わせられるということではありますが、この大阪府の標準保険料率には、忠岡町からの一般会計からの基準外繰り入れ、1人当たり28年度決算ベースでは3,209円、この繰り入れが1円も入っていない計算でありますね。

ということは、忠岡町が一般会計から28年度と同様に1人当たり3,209円、基準外繰り入れをすれば、全ての世帯の保険料はかなり引き下げになるのではないのでしょうか。それは、国は新年度から国保の制度改正が全国的にこのように行われるので、3,400億円の財政基盤強化策の財政投入を行い、国保加入者全体で平均すれば1人当たり年額約1万円下がるぐらいの財政投入を行うこととなります。しかし、そんなに忠岡町の保険料が1人当たり1万円も下がらないのは、忠岡町の一般会計からの基準外繰り入れがこ

こに入っていないからではないでしょうか。その点についてお答えいただきたいと思えます。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員のご質問につきまして、先ほどの国のほうでは国保一元化、大阪府に一元化するというところで、3, 400億の追加公費のほうが入り、持続可能な国保制度を目指すために財源のほうを投入してきております。

本町につきましても平成27年度から広域化方針に基づきまして共同事業のほうで、レセプト一元化ということで行われており、これをしていただいていることによりまして赤字のほうを年々削減できておるところでございます。保険料について議員のご質問のように繰り入れを入れることによって、さらに保険料のご負担は下がるということは事実でございます。先ほどの国が入れている財源によりまして、今までありました赤字のほうは消すことができたというところ辺りが、本町の現状でございます。

さらにこれから一般会計繰り入れをしていくのかということでございますが、一般会計からの法定外の繰り入れといいますのは、国のルール以外の税負担を求めるとということにもなりますので、国保運営は適切ではない、絶対にだめというわけではございませんが、国保運営としては適切ではないというふうに捉えられておりますので、一般会計繰り入れについては今のところ考えておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

国が入れたお金が約1万円ということ、1人当たり年額1万円下がるのに、下がらないのは、一般会計からの基準外繰り入れが入っていないからだということをお聞きしたわけですね。そうなんですよ。入ってませんね。1円も入ってないですね。1円も入ってないということは、今までどおりに入れていく、多少入れれば下がるということがわかりました。ですから、大阪府の標準保険料率は、1円も基準外繰り入れが入っていない数字であります。ですから、これからさらに下げていくことは可能だということが明らかとなりました。

次に、2点目の質問ですけれども、先ほどの答弁にも、午前中の答弁ですね、ありましたけれども、忠岡町の国保会計の累積赤字が解消できそうだということでもあります。累積

赤字8, 800万円の解消の見通しが出てきたということではありますが、この中身は30年度からの国保の都道府県単位化を前に、大阪府は3年前から、27年度から共同事業安定化事業、レセプト1円から共同事業化をしたと。30万円から80万円の分を1円から共同事業化したということにより、忠岡町は、拠出金よりも交付金のほうがたくさん入ってきて黒字化されたということでもあります。

忠岡町のように小さい町にとっては財政基盤が強化されたということであり、都道府県単位化の1つの目的というところは、忠岡町においては達成できているというふうに、この状況だけを見れば見えるわけでもあります。

ということで、この答弁を聞いた上で再質問のところではありますが、累積赤字の解消計画、忠岡町は平成27年度から大阪府に提出を6年間しております。300万円ずつ6年間を一般会計から基準外繰り入れを行って解消するという計画であります。しかし、その一般会計から入れなくても共同事業安定化事業で黒字化してきたということでもありますから、入れなくても解消できたということは、今後の予定していた一般会計からの基準外繰り入れのお金、これを活用すればさらに保険料の大幅引き下げの新たな財源になるというふうに私は考えます。この300万円掛ける6年の計画ですね、この計画について、入れなくてもよくなったという財源を活用して保険料の引き下げということは考えられないでしょうか、担当部長よりお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、当初予定していたよりも早い段階で赤字が解消できたということで、本来入れる予定であったものを保険料のほうに充ててはどうかということではございますが、何分本町のほうも一般会計のほうも財政的に大変厳しい状況でございます。そこら辺のことがございますので、その分を保険料のほうに充てるということは今のところ検討はしておりませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

累積赤字の解消計画を入れなくても解消できたと言うけれども、当初入れる予定であったお金は国保のためには使わないという、そういう答弁でありました。後でまたいろいろこの財政、一般会計の財政の5カ年の見通しというものが出ておりますけれども、平成

30年度で2億5,000万円の財政がよくなったという数字が出ておりますので、財政が厳しい折でもこの数百万円というお金は、国保の加入者に対して本来投入すべきということであったお金ですから、入れるべきであるというふうに思います。

続きまして3点目。30年度から国から6年間の激変緩和措置がとられ、都道府県単位化されても保険料が大幅に値上げされないようになっていますが、激変緩和措置がなくなっていけば、保険料は大阪府の標準保険料（統一保険料）にまで、全ての市町村で上がるということになります。激変緩和措置がなくなった場合、本町の保険料への影響はあるのかということですが、これはもうないということで、忠岡町は激変緩和ではない、激変しない、下がるから激変しない、上がらないということなので、ないということはおもうわかっておりますので、それに続けてちょっと質問したいと思います。

忠岡町は国保料が高かったから、府の標準保険料率（統一保険料）になっても激変しないわけです。むしろ若干下がるというぐらい高かったわけです。一般会計から基準外繰り入れをして保険料を引き下げてきた市町村ほど大変上がるということで、激変するということでもあります。

一般会計からたくさん基準外繰り入れを行って保険料を下げているところは、大阪府の標準保険料に合わせると大きな値上げとなり、だから激変緩和措置がそこに交付されるわけですが、もともと本町は繰り入れが少なかったのも、保険料が高く、大阪府の統一保険料になっても変わらないということでありました。

そこで、確認ですけれども、激変緩和措置の期間、6年間ございます。この6年間の間は、忠岡町は基準外繰り入れをしてもペナルティーは特にはないですね。国が、保険料は極力引き下げるように、抑えるようにということですので、抑えるための基準外繰り入れをしてもペナルティーは特にはないでしょうか。確認であります。部長、よろしくお願いたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

特に何もペナルティーはございません。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ということで、入れると怒られるからと、ペナルティーがあるからということで入れて

これなかったこれまでとは違い、この激変緩和措置が行われる6年間は基準外繰り入れをしても特に何か交付金を減らされるということではないということがわかりました。ですから、保険料を引き下げのために、この6年間は入れるということが可能であるというふうに思います。

4点目。所得が100万円以下で政令軽減世帯であるにもかかわらず、今回のこの都道府県単位化で来年、30年度から保険料が上がるという、大変お気の毒な影響の出る世帯について、減免をする必要があると思います。忠岡町は国保料、今度下がりますよと言うけど、上がる人がいてるのに下がるって、それはちょっと公平ではないと思います。

ですから、忠岡町からいただいた資料を見ますと、所得が50万円、30歳代のひとり親家庭、シングルマザーの方で、30代ですから介護分はかからない方ですが、年間7万4,447円の保険料、月6,000円ほどの保険料なのですが、値下げではなく、この方は年間1,634円値上がりします。この方は政令軽減の5割の軽減がかかっておるとい、取らなくてもいいぐらいの方なんですけど、保険料を取っております。この保険料で、忠岡町は府の統一保険料になれば下がりますと言えるのでしょうか。全員の保険料が下がってこそ、下がりましたと言えるのではないのでしょうか。政令軽減がかかっている世帯ほど上がるような、こんな保険料、これを是正するために町独自の減免制度もつくるべきではないのでしょうか。

例えばですが、大阪府下でも子どもの均等割の減免、多子軽減をしているところがあります。これも忠岡町に調べていただきましたところ、岸和田市、泉佐野市、松原市、四條畷市、東大阪市などがされております。本町も多子軽減と言わず、子育て支援や子どもの貧困対策のためにも、第1子から減免すべきだと思います。

そこで、お聞きいたします。一般会計からの基準外繰り入れを、忠岡町は30年度は減らしました。先ほど数字をいただきました。28年度の決算ベースで1人当たり3,209円基準外繰り入れをしておりましたが、この新年度の予算案では1人当たり1,858円。ですから1,400円ぐらい1人当たり減らしているんです。というのは減免が、大阪府が減免をするから全部全額それを見てくれるということだそうで、その分減らしたということであります。

ですが、やはりこういった、忠岡町、財政負担がますます減っていくんですね。それは都道府県単位化により保険財政の運営主体が大阪府になるために、忠岡町は楽になっていくということでもあります。保険料の減免財源は忠岡町でなく大阪府が出すんですから、それでしたら、今まで忠岡町が出していた減免の財源が浮いてくるということになります。700万円ほどでしょうか。町独自の減免分にそれを一般会計から繰り入れて減らさなければ、先ほど言った子どもの均等割の減免や、上がる世帯の保険料の減免ということに充てられるのではないのでしょうか。十分なお釣りが来ると思います。忠岡町は独自減免ができるはずでありますけど、まずは、質問通告では子どもの均等割減免ということで通告をして

おりますので、子どもの均等割、上がる世帯の減免を実施するお考えはないでしょうか。担当部長よりお答えをお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

子どもの均等割減免によることにつきまして、減免制度につきましては大阪府の国保運営方針の基準に合わせてまいりたいと思っており、本町独自では特に考えてはおりません。

また、これまで子ども医療費助成によって、国から財源措置されております医療費の一部が減額されておりました。これが平成30年度から就学前の子どもに係る部分という制限はあるものの、この減額措置がなくなることになり、これにより生じた財源を少子化対策に係る事業に活用するということになっております。具体的な内容についてはまだ示されてはおりませんが、平成30年度の早い段階で示されるのかと思います。

なお、多子世帯の保険料の配慮につきましては、被保険者の影響を考慮の上、府、市町村、国保広域化調整会議におきましても適切な対応策を検討していくこととなっておりますので、本町といたしましてはその状況を見守りたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

いろいろと、多子軽減ということですが、多子ではなく第1子目からの軽減が忠岡町では可能ではないかと。財源も今まで示して、今まで質問してまいりました。

今回の都道府県単位化で、本町はこれだけ国保料引き下げの財源が生み出されてきたということでありますから、一般会計からの基準外繰り入れを維持すれば高いままの本町の国保料を大きく引き下げることができるではないでしょうか。また、今回の保険料というか大阪府の標準保険料率で上がる世帯を引き下げることにより、わずかな金額でできるというのに、それさえもしないということであれば、どういうことなのかというふうに、ちょっと考えられない事態が起こると思います。

それで、先ほど言いましたけれども、全員が下がらなければ安くなったとは言えないと思います。保険料、全世帯引き下げのために先ほど、新年度は1,400万円削りました。削られました。それをもう少し500万円でも、昨年同様ですね、一般会計からの基

準外繰り入れを維持するということをする考えはないかということ再度お聞きしたいと思えますけれども、時間がございませんが、一応これだけ忠岡町は助かると、国保料、累積赤字の分についても300万円、まだ32年まで入れなければいけなかったのに入れなくて済んだというだけでも、30、31、32と、3年間で300、300、300の合計900万円。また、減免分、大阪府が持ってくれるので700万円ね、年間。これだけ浮いてくるんですよ。なのに1円も入れないというのはちょっとおかしいと思えます。だから、全員が下がるとなるとこそ初めて下がるのではないのでしょうか。

ということで、不公平感が出ないように全ての全世帯が下がるような、そういった減免制度を保険料に設定するというのが、忠岡町の役割ではないかと思えますけれども、時間がないので一言だけ、こういった国保料の本算定、都道府県化されても、本町は6月ですね。国保運営協議会ね、忠岡町の国保運営協議会で決めますね。ですから、それまでまだ時間がありますので、その点よく検討していただくということをお約束していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。一言で、ちょっと時間がございませんので、よろしくお願ひします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員のご質問につきまして、今のところ、特に本町独自の減免、あるいは繰り入れを入れて保険料を下げることにつきましては、今の時点では検討はしておりませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

この事実を国保加入者が知ったら「ええっ」となりますね。忠岡町は国保、今まで入れてきた分、助かるのに、で、それのお金どこに使うのといったら、使わないわけですよ。ね。「えっ、じゃ、どうするんだろう」ということで、これはちょっと町民の中でも問題になると思えます。

国保法第1条には、やっぱり社会保障、国保は社会保障だというふうに明記されております。相互扶助ではありませんし、国保加入者は住民の一部だから税金投入はだめだとかいうような、そんな議論がありますけれども、でも、皆さん働いている方も一度は国保のお世話になるんですよ。健康保険や共済保険ね、退職したら誰もが一度はお世話になる国

保やから、一部の人だけのものではないということでもあります。

国保は社会保障だから、7割、5割、2割という大変なそういう軽減措置まで国がしているわけなんです。だから、保険料を負担できない方への措置をするというのは当然のことではないでしょうか。社会保障だという観点が大変、忠岡町はそれがないように思います。ですから、社会保障としての国保ということを考えて、低所得の方が上がるような、こんな今回の保険料率ということであれば、減免制度を充実させるなりして、忠岡町から基準外繰り入れを入れて引き下げになるように忠岡町が措置することを強く求めて次の質問に移りたいと思います。

通告している質問の2つ目は、本町の保育所待機児童の問題であります。

一昨日のニュースで、横浜市の認可保育園が、保育士確保ができず閉園になったということを知りました。大変な問題だと思います。

本町の新年度、4月1日付の本町の国基準の保育所に入れられない待機児童数が明らかとなりました。1歳児が9人、2歳児が1名、3歳児が1名の11名であります。国基準でない待機児童は17人いて、合わせると28名ということになります。忠岡町は児童福祉法にあるように、保育に欠ける子どもを保育しなければならないということでもありますから、せめて国基準の待機児童11名は緊急に入所させるのが忠岡町の責務であると思います。

しかし、本町、4月の新規の保育士の採用が1名と少なかったことから、このような大量の待機児童を出してしまいました。そういうことでもあります。忠岡町の待機児童は9名です。1歳児9名の保育室はあるんです、空き教室があります。ですから1歳児、忠岡町は子ども5人に対して1人の保育士というふうに基準を決めていますので、2人採用すれば待機児童は解消できるわけであります。新たに保育園を建てなくてもできるわけあります。2名の採用をすればできるのに、採用しないということでもありますから、今回の質問を行いました。

午前中も三宅議員の質問でもありましたが、財政当局はみらい計画で新規採用を抑えるということで、新規採用しないということでもありますから、この9名の待機児童は3月31日まで待機児童のままであるというふうに思います。パートの保育士さんもなかなか来てくれません。ということでもありますから、みらい計画で言っていましたけれども、未来ある子どもの未来に重い影を、暗い影を落としておいて、みらい計画って何なのだろうかというふうに、ちょっと感じたわけでもあります。

ここで、ちょっと質問を変えたいと思います。午前中に答弁があったので、それは聞きませんので。忠岡町の人事政策が招いた今回の待機児童というふうに、私は位置づけたいと思います。それは、忠岡町は正規の保育士を雇わずに、パートの保育士ばかりを雇って、パートに頼って保育をやってきたということが招いた結果だと思います。

去年の3月には14名の臨時の保育士が大量にやめたために、大変な事態が起こりまし

た。ということで非常に、これは教育委員会の子育て支援課からいただいた資料なんですけれども、平成5年の4月、正規の保育士さん、忠岡保育所22人、東の保育所26人、合わせて48人いらっしゃったんです。正規の保育士さん。臨時の保育士さん、0人なんです。だから全部正規でやっていたんです。平成5年4月。時間外の、短時間の方は除くんですけれども。

去年、29年の4月、正規の保育士さん、忠岡は11人。22人からしたら半分減っています。東の保育所15人。26人おったのが約半分ですね。合計26人。臨時の方は、平成5年、0人だったのが、今38人もいます。6対4で非正規の方のほうが多い。非正規の方に頼ってやってきたために、非正規の方は1年雇用ですよ。公務員の方は、1年雇用で1年1年、いつでも切れるというふうに、そういうふうにしてきたのが、逆に今度はやめられたら困るという状況になってきたということで、不安定雇用というよりも不安定に雇わさせていただいているという、そういう事態になっている。皮肉なものですね。

そういうことで、人事政策が招いた結果、非正規に頼ってきたからこんなことになったのではないかとありますが、そういった認識はあるのかどうか。非正規をこれだふやして、非正規の方が大量にやめられたら、もう保育できなくなる。こういう事態を招いたというのはやっぱり人事政策の誤りではないかというふうに思います。ですから、もとの正規をふやしていくという方向こそ、安定的な保育を実施していく道、これ以外にはないと思います。私はそう思います。人事の担当のほうですね、人事政策を誤っていたというふうに認識はございますでしょうか。そして、この9名の1歳児ね、今年度ずっと待機児童のままで放置するのかどうか、その点について緊急にやはり対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

待機児童につきましては、当然私もいないほうがいいというふうに考えております。それと、人事政策という大きなお話でございますけれども、本町は、今新しく民設民営のこども園を整備しておるわけでございますけれども、これは今始まったばかり、昨年始まったばかりという話ではございません。町長は以前から民営化ということで進めてまいりまして、ようやく実現がかなったというところでございます。

それで、先ほども48人の正規の保育士というお話がございましたけれども、当然これにつきましては、29年度はかなり少ないと、その分臨時職員が多いということでございますけれども、その分の人件費あるいは賃金、それらを比較いたしますと、恐らくでござい

ますけれども、年間7,000～8,000万の費用がかかっているんだろうと思います。それをそのままずっとやってきたということであれば、20数年あるわけですので、20億ぐらいの余計な負担が、余計と言うのが正しいかどうかわかりませんが、それぐらい大きな負担がのしかかっていたというふうに考えております。

それで、31年度には、1年あるわけでございますけれども、民設民営のこども園が開園することによりまして待機児童が解消するというようにお聞きをしております。本町、当然待機されている皆様にはまことに恐縮ではございますが、今しばらくまたお待ちをいただきたいと考えております。

それと、午前中にもございましたけれども、職員の人事担当といたしまして、臨時職員の雇用に向けまして待遇の見直し、このあたりを研究いたしまして、また待機児童の方にも、先ほども申しましたけれども、この1年考えておりますので、職員のさらなる意識改革にも期待をしたいというふうに思っております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

時間がかかり回っていますので。

5番（是枝綾子議員）

締めの一語だけ。

議長（和田 善臣議員）

一言どうぞ。

5番（是枝 綾子議員）

全く何の見通しもない、待機児童が解消する方策も手立ても持たないということがよくわかりました。ということで、緊急に正規の保育職員を2名確保する以外に道はないというふうなことを指摘して質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、高迫千代司議員の発言を許します。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

11番、日本共産党の高迫です。施政方針に対する質問をさせていただきます。

町長は「子育て世代のサポートや子育て環境の充実、健康で安全・安心な暮らしができるまちづくりに向け、施策を展開しております」、このように冒頭で述べておられます。

その子育て支援の施策の一つであるこども食堂が、今年の12月から月1回で現在3回実施されました。社会福祉協議会の事業ですが、福祉部や教育委員会の幹部の皆さんが総出で見守っておられました。

昨年、大阪府が実施した調査では、母子家庭の半分近くが貧困状態にあるなど、大阪の子どもの貧困の深刻さが明らかになり、貧困の割合が高いほど食事を抜く、1人で食事をする孤食なども高くなるという数字も出ております。こども食堂は子育て支援であると同時に、子どもの貧困対策でもあります。

そこで、伺います。30年度の町予算で、こども食堂開設運営費補助金30万円が計上されています。これは現在月1回の実施をさらにふやされる予算でしょうか。

現在は忠岡町役場の横、サンルーム、東忠岡校区で実施されております。よりきめ細やかに、忠岡小学校区での実施は検討されませんかでしょうか、担当部長さんよりお答えをいただきたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

こども食堂についてでございます。12月から試行的にシビックセンターの喫茶ルームで月1回開催したところでございます。参加状況を見ますと、1回目が25人、2回目が23人、3回目が22人と。また、高月北から忠岡中3丁目までの方が参加されている状況というところでございますので、基本的には現在の1カ所で充足できているのかなというふうに考えます。

ただ、こども食堂というのは、本当に子どもさんが1人で立ち寄れて、みんなと楽しく食事したり遊んだり勉強したりできる場所がこども食堂であるかというふうに思いますので、個人で、あるいはまた事業者の皆さんが、やりたいと手を挙げてくれる方があれば、町として応援してまいりたいということで、2団体程度の補助の予算を計上しているところでございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

そうしますと、現在は社協が独自の財源でやってくれているこの事業を、30万円を新

たに追加して、回数は変わらず、同じようにしていくと、こういうことになりますね。違いますか。違いがあれば言ってもらったらいいんですけど。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

回数につきましては、やられている団体の方がどういうふうな形でやるかということでございますので、今の団体につきましてもこの補助の対象になるかと思っておりますので、一定、町のほうからも支援してまいりたいと考えております。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

補助する以上は、回数をふやすとか中身をもっと充実させるとか、いろいろ考えていただかんことにはね。社会福祉協議会が行っている事業というのは、これまでいろいろ指摘されてきました。独自の事業がほとんどないのではないかと。そんな中でこれは久しぶりにやってくれた独自事業なんです。だから、町の皆さんも応援しておられると思うんですけどね。そこにお金を30万出して、回数も変わらない、中身も変わらないということであれば、これはまた丸抱えで町の費用で社協が運営する、こういう形になってしまいます。独自事業でなくなりますからね。

ちゃんとその辺はお考えをいただいた上で、資金を援助するんであれば回数もふやしてもらい、中身をもっと改善してもらい。これは子どもの数が基本的にあまり変わらないですね。3回ね。もっと友達を誘い合って来てもらえるような、そういうものにしていこうかというふうな、いい意味での流れをつくり出してもらいように使っていきたいと思っているんです。

子どもたちもやっぱり自分の友達を誘って来るといふふうなことになるれば、ひよっとしたら役場の横でやるより文化会館でやったほうが気軽に来れるかもしれませんね。そうしたこともお考えいただいて、この30万の使い道はもうちょっと、ポンと投げ出すんじゃないし、考えて運営をしてもらいようにしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一 部長）

先ほどの答弁と同じ、繰り返しになるかも知れませんが、あくまでもこども食堂に関してはボランティアの方が中心になってやっていただくというところがございますので、町のほうから、せっかくボランティアでやりたいと言っている方に、「回数をふやせ」とか、そういうようなことについてはなかなか町のほうから言うということについては、いかななものかなというふうに思っております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員、3回目です。

11番（高迫千代司議員）

わかっております。ボランティアの方が中心になって動いてくれているということはわかっております。ただし、それを動かしてきた原動力は忠岡町役場であり、忠岡町役場の働きかけで社会福祉協議会がこの事業を立ち上げてくれたんじゃないですか。町がそんなことを全く考えなかったら、自然発生的に起こることではありませんよ。それは十分部長さんおわかりいただいていると思うんです。そういう共通認識の上に立って、今私、話しさせてもらっているんです。

だから、お金が確保できた、これはいいことだと思いますよ。確保できたら確保できたなりに、事業をさらによくしてもらう方向に使っていただきたい。そういう方向で社会福祉協議会やボランティアの方と相談をしていただきたいということをお願いしているんです。この点についてはよろしいでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

この答弁でこの質問は最後です。

教育部（柏原 憲一 部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一 部長）

こども食堂はですね、本当に何回も同じになりますけども、やはりボランティアの方、その中でも特に長く運営していくに当たりましては、スタッフの方のいろんなご努力というのがあります。その中でも特に中心的な方がおられるから今できていると。あくまでも社会福祉協議会につきましても補助をしているというところがございます。

町といたしましてもできる限り応援するに当たりましては、児童館ですね、そういったところに開設して居場所づくりとか、そういったことで、そういった側面的につきまして

は、今後町のほうも引き続いて応援してまいりたいと考えております。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

ぜひこのお金は有効に生きるように考えてください。

次に参ります。次に、忠岡町のごみ焼却場の運営についてお聞きをいたします。

忠岡町は現在の焼却炉がつくられた9年前から、長期包括を10年間として、その間に広域化を進めるということが和田町長さんの方針だということで、これまでも聞いてまいりました。

しかし、その後の展開で、当面予定していた相手との合意がならず、2年前から泉北環境との勉強会をしているとの報告もありましたが、30年度の長期包括終了の時点では終了はできずに、さらに焼却炉を稼働させなければならない状況になったとのこともお聞きをいたしております。

本件は、昨年10月の決算委員会や12月の議会でも質問をさせていただいております。そうした中で大事なことは、今から6年かかりますというこの期間が、固定された期間ではなく、1年でも早く泉北環境との広域化を実現していただくことだと、私たちは考えています。

施政方針にも一般廃棄物処理広域化検討協議会を設置すると書かれています。今、忠岡町はその努力をどのように具体的に取組んでおられるのか、担当部長さんよりお聞きをしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えいたします。

ごみ処理の広域化につきましては、一昨年前よりごみの受け入れをお願いする泉北環境施設整備組合と水面下で打診等を行っておりましたが、これまでの経過の中で、本町の負担すべき概算の金額についても具体的に協議、検討しなければ明確化できないことや、さまざまな課題項目を抽出し、その課題整理が必要なことから正式な検討協議会を設置するため、昨年6月に検討協議会の設置を依頼し、同年9月に一般廃棄物処理広域化検討協議会を立ち上げたところであり、現在、平成36年4月の広域化を目標に協議を行っております。

つきましては、ごみの処理の広域化に関しまして、できるだけ早い時期に方向づけを見出すため、鋭意努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

これは資料を調べてみたんですけれど、高石、泉大津、和泉の3市と比べて、忠岡町は人口の比率でもごみの総排出量の比率でも5%ちょっと、全体からいえばわずかな量になります。これが多かっただらもっと困難なこともあるかと思うんですが、こうした中で取り組んでいただいているわけですから、ぜひ積極的なご努力もお願いをできればありがたい。

熊取町では議会の特別委員会を来年度からつくるということもお聞きしております。和田町長さんはもちろん先頭に立って頑張っていただけたと思います。議会も皆さんの活動を応援できるようにしていかなければならないなというふうに、私自身決意をしているところです。ぜひよろしく願いしたいと思います。

その上に立ってお聞きしますが、忠岡町クリーンセンター整備運営委員会が、施政方針でも書かれておりますし、12月の議会でも出されております。その際にも検討内容は白紙であり、長期包括ありきではない。委員会の報告もちゃんと伝えるし、議会の声も伝えるというふうにお答えをいただきましたが、1月17日に開かれた第1回の委員会で議事が非公開となり、進行状況も内容もわかりません。町のホームページにも、第1回の会議の連絡はありましたけれど、第2回目以降が全くあらわれないというか消えてしまっています。こんなことでいいのかなというふうに思います。

現在、忠岡町は情報公開が進んで、会議は基本的に公開です。さきの認定こども園の審議でも、業者の資金状況などのわかる場合には非公開でありましたけれど、ほかは全て公開でした。こうした検討内容をブラックボックスにさせてはならないというふうに思っております。その上、さらに今議会が始まっておりますが、委員会協議会であるとか全員協議会であるとか、一切その報告はございませんでした。約束が違うのではないかと思います。いかがでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

答弁いたします。

クリーンセンターの整備運営委員会につきましては、前回の12月議会にて設置条例を制定し、本年1月に設置したところであります。1月にはその第1回目ということで、委員の委嘱、委員長の選出、委員長職務代理の指名を行い、今後の委員会の進め方についてご審議いただきました。

この第1回目の委員会では、平成27年度から実施している忠岡町審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、傍聴者を入れ、公開の場でご審議いただきました。その委員会の中で、今後のクリーンセンターの整備運営の実施方針を決めていくに当たっては、契約の期間や契約手法などによって、本町の政策決定に大きな影響を及ぼすことから、傍聴者を入れて公開の場で委員の皆さんが自由かつ率直な意見交換ができなくなるのではないかというご意見や、会議録についても今後具体的な検討を進めるにおいて、審議会検討過程のものについては、ある程度内容が確定した段階で公開するほうがよいなどのご意見がございました。

こうしたことから忠岡町情報公開条例第6条の規定において、公開しないことができる情報として、審議、検討、調査、研究等に関する情報に該当することから、第2回目以降については傍聴者を入れないものとするということを当該委員会において決定したものであります。

また、情報公開条例運用の手引においても、その規定の趣旨として、行政における内部的な審議、検討、調査、研究の意思決定過程の情報について、公正な意思決定を行うという目的を損なうことを防止し、当該審議、検討、調査等の円滑な実施を確保する観点から定められたものとしており、運用上問題はございません。

ご質問の、議事が非公開となり、進行状況も内容もわからないにつきましては、第2回目以降の委員会の傍聴については不可とさせていただきますが、それぞれの開催ごとの会議録や資料等につきましては原則公開としてまいります。

なお、審議、検討段階のものについては、直ちに公開するにはまいりませんので、その場合は公開時期を付して公開いたします。

つきましては、情報公開条例の運用上も適正であり、かつ全く審議の過程がブラックボックスにならないよう配慮しておりますので、ご了解のほどよろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

全く了解できませんね。本来は議事は公開というのが原則です。重大な影響を与えるというふうにお話になりましたけどね、認定こども園も忠岡町初めての公設の事業を民間にするという重大な影響を与える事項でありましたけれど、ちゃんと公開しています。やっ

ぱり委員の方が責任をもって発言していただくというのは、私は公開だというふうに思っています。公開してこそ責任ある態度をとっていただけるというふうに思いますし、そういう趣旨でどこでも公開しているわけですから、ちゃんと公開してください。

議事録を後で出すと言うけれどね、どんどん時期がおくれて、聞いたときには遅かったというようなことだったら、これ間に合いませんのでね。ちゃんと公開するというのであれば、そうしたことは必要なくなります。ぜひ公開をしてください。

今言っている議事録も、いつ報告されるんか知りませんが、第2回目は既に開かれているはずなんですよ。そんな報告もないわけでしょう。その報告が全くない。何をしているかわからん。大事な意思決定がどんな形で、どういうふうに進んでいるかもわからんというふうなことはやるべきではない。これははっきり申し上げておきます。ちょっと時間がないので次に行きますけどね、これはぜひそうした方向でやってくださいよ。

3点目の、将来に無駄を残す7億5,000万円の大規模改修の件についてですが、10年たったら7割で工事をするというふうにおっしゃっていました。おっしゃっていましたが、それはこれから先もその焼却炉をずうっと使い続ける、岬町や熊取町の例をとると、大規模改修してから20年先まで使い続けるというふうな場合の計画です。あと6年で広域化を進めているというふうな忠岡町がとるべき手法なんですか。莫大な工事を請け負う業者がもうけるだけの話ではありませんか。この計画の見直しを求めますが、いかがでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

答弁いたします。

広域化につきましては、さきのご質問の答弁のとおり検討を行う一方で、クリーンセンターの長期包括整備運営管理事業が平成30年度をもって終了することになりますが、具体的な広域化の見通しがつくまでの間、引き続き当該施設を適正に運転管理するためには定期的な点検、整備と長寿命化対策を実施していく必要があると考えてございます。

ご要望の大規模改修を中止せよにつきましては、今後のクリーンセンターを考える上で施設の根幹となる受け入れ供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス施設設備、排出設備等の老化の速度が早く、これら施設の骨格を形成する各種機器の耐用年数は10年のものが多く、特に電気計装設備においては製造中止や部品の廃番等の機器も多く、今後の部品調達が困難になる可能性や、何よりも施設の老朽化や故障等によりごみ処理が継続できないことによる損害、被害等の金額ではあらかわせないリスクを勘案すると、翌年の平成31年度において、これらに関する機器も含めて早急に整備する必要があると考えてご

ざいます。

そうした状況から早急に延命化工事を実施することが必要になりますが、継続的にごみ処理を実施する中での延命化工事を実施することは、本町の場合1炉で運転していることから、平成31年度と32年度にわたる2カ年継続の事業実施が現実的であると考えております。

したがいまして、仮に広域化の道筋がつきましても、ごみ処理の受け入れがなされるまでの間、引き続き効率的、安定的、かつ確実にごみを焼却処理していくためには必要不可欠な延命化工事でありますので、よろしくご了解のほどお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

とても了解できない話ですね。延命かて、どこまで延命させるんですか。5年、6年やったら、必要なところは必要な部分で手を打てば十分間に合います。20年先まで使いたいというのであれば、今言っているような7億5,000万かける必要があるんですよ。そんな必要は全くないですよ。それは仮に本当だというふうに部長さんがおっしゃるんやったらね、今までこの機械を点検してきたコンサルと、そうでないコンサルとね、ちゃんと見てもらった上で、本当に今おっしゃった話が正しいのかどうか、それを検証した上で報告してください。でなければ、全くわからん業者言いなりの見積もりと、これまで同じようなコンサルがチェックしてきたような高い工事費の見積もりを出されて、忠岡町がお金だけ出す。そんなばかなことをする必要は全くないというふうに考えています。

その問題で一つ、次の4問目に関係するんでお話を聞いていただきたいと思います。これは財政関係の詳しい公室長さんにお聞きをいただきたいと思いますが、議長、すみません、数字が出るんで、公室長さんに数字だけ見ておいてもらわなあかんの。

新しい炉は、仮に延命するとしても、31年度は住重と松和の共同企業体が1年間責任をもってやると言っているわけですから、32年度以降の話です。この32年度以降の修理計画、長期包括は支払いが価格が安定して一定で見通しが立てやすい、このようにおっしゃっていますが、本当に無駄がないか、このことでお聞きします。

一例を挙げますと、忠岡町と岬町の焼却炉の修繕、改修費について比べてみました。表を見てくださいね。

27年度、忠岡町は長期包括で5,320万円プラス煙突の修理で1,404万円、プラス破碎機の更新工事で1億3,500万円、トータル2億224万円使っております。岬町は修理費で3,665万円プラス工事請負費、これで8,673万円、トータル1億2,338万円使っています。

28年度は、忠岡町は長期包括で3,680万円プラス煙突の修理で1,717万円、トータル5,397万円でした。岬町は修理費で5,122万円です。

29年度は、忠岡町は長期包括4,220万円、岬町の修理費は5,132万円です。3年の合計金額というのは忠岡町が2億9,841万円で、岬町は2億2,592万円です。

私は、この数字を単純に比較しろと言うてるんじゃないんです。それよりもっと大事やと思うのは、聡明な公室長さんならおわかりをいただけると思うんですが、忠岡町の炉は稼働してからまだ9年しかたっていません。岬町の炉は、忠岡町の現在の炉の先代の炉、これは昭和59年でしたかね。その動いた1カ月前に動いている炉なんです。つまり30年を超えている、非常に古い古い焼却炉です。

忠岡町も10年前には、20年たった炉が修理だと言われたら2億円の計画が出てきた。その先は4億円や。その次は10億円やと言うて大変な修理の費用を吹っかけられて、これではやっていけないということで、現在の計画で新しい炉をつくったんですよ。それを思ったらこの岬町の数字、まさに神がかりの数字だというふうに思われませんか。そんな2億も4億も10億も使ってませんよ。30年たった炉は、岬町が大事に、かつ安く効率的に運用されているんです。30年たった炉でも、岬町でできて、なぜ忠岡町でできないのか、私はここが一番不思議なんですよ。このところをもっと真剣に考えていただけたら、忠岡町は莫大な7億5,000万円もの大規模工事にお金を費やすことはありません。毎年、本当に2億5,000万の金が要るのか。その点も含めてちゃんと考えていただける数字ではないかというふうに思います。

安定を求めて長期包括に行く必要がない例ではないかというふうに考えますが、公室長さん、財政にお詳しい方ですから、ぱっと見比べていただいたらわかると思うんです。いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ただいま資料のほうをいただきまして、比較しますと、おっしゃったとおりということで、非常に安いなというふうに思います。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

では、今検討されている委員会ですね、ブラックボックスでわかりませんが、その中にもこうしたものはちゃんと検討に入れていただいて、長期包括ありき、大規模改修で業者がもうける、住民の税金がそこに投入される、そんなことがないように運営していただいて、住民の財産はちゃんと住民に返る政治を進めていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

本定例会に付された事件は、議了いたしました。

議事の都合により、あすから25日までの16日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

よって、あすから25日までの16日間、休会することに決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（「午後2時03分」散会）